

4. 周辺地域社会と被葬者の問題

これまでの正式な調査や報告、伝聞から、大年寺山横穴群に少なくとも 50 基以上、「向山横穴群」全体では少なくとも 100 基以上の横穴が存在したことは確実である。数世代にわたって横穴が造られたことを考慮に入れても、一世代にかなりの数の被葬者が存在したことが予想され、「向山横穴群」を営んだ人々のまとまり全体の規模の大きさが窺われる。

かつて、「向山横穴群」との関連が考えられる遺跡として、仙台市南小泉遺跡と同郡山遺跡が挙げられ、特に後者との強い関連が考えられた（結城慎一：1985）。発掘調査が進展した今日においても、拠点的な遺跡として、周辺で両遺跡以上に本横穴群との関連が窺われる遺跡は確認されていない。

南小泉遺跡は古墳時代前期から継続する集落遺跡であり、付近に前期から中期にかけての前方後円墳である遠見塚古墳が存在するように、古墳時代を通じて周辺の高塚古墳との密接な関連が考えられる遺跡である。南小泉遺跡と「向山横穴群」との関連を考える場合、6 世紀末を前後する時期を境として、南小泉遺跡の人々が首長墓を高塚古墳から横穴に転換する、何らかの内的・外的な要因を考えねばならないであろう。また、本横穴群と南小泉遺跡の間には、時期的にほぼ一致する高塚古墳の法領塚古墳が存在する。葬制としての差が大きい、高塚古墳と横穴との性格の違いは未だ解明されていないが、営んだ集団の身分的な差を顕現していると概に考えられないことは、本横穴群第 10 号横穴の出土遺物を見れば明らかである。本横穴群と法領塚古墳の関連は明らかでなく、両者の被葬者の関係も不明といわざるを得ないが、両者とも南小泉遺跡に関連があると考えられるのだろうか。

一方、郡山遺跡の主要な遺構は 1 期官衙、及びそれに先行する時期の竪穴住居跡等である。年代は 1 期官衙が 7 世紀中葉～後半、2 期官衙が 7 世紀末、先行する竪穴住居跡等は 7 世紀前半中心とされ、遺物や遺構の特徴から畿内・関東との関連が強く、周辺地域の律令制成立期に重要な役割を果たした遺跡と考えられている（木村浩二他：1989 など）。つまり、郡山遺跡は先行する時代からの連續性に乏しい遺跡であり、7 世紀中葉頃から一連の動きを見せている。郡山遺跡の前代との非連續性と、横穴が高塚古墳に混じって出現し、爆発的に増加する動きは強い共通性を感じる。また、本横穴群が営まれた年代と比較的良く一致していることも注目される。しかし、本横穴群の出現年代は少なくとも 1 期官衙には確実に先行すると考えられ、両遺跡の年代は完全には一致しない。「向山横穴群」と郡山遺跡との関連を考えるなら、これを営んだ人々を、周辺地域の律令制成立前夜に、畿内政権との関わり合いの中で、何らかの行動をしていた人々と見るべきであろう。

以上本横穴群を含めた「向山横穴群」と南小泉・郡山両遺跡を比較すると、地理的関係や遺

跡の性格から、郡山遺跡との関連がより強いように思われる。しかし、「向山横穴群」と郡山遺跡から、現在のところ共通する遺物が出土しておらず、両者の関連は推定にとどまらざるを得ない。横穴を営んだ人々の追求は、今後の調査・研究の成果によるところが大きい。

仙台市を中心とした地域では、横穴群が多数認められている。それがある程度のまとまりをもつことはこれまでにも注目され、それと周辺の遺跡との関連が考えられている(岩渕康治:1974、伊東・岩渕・田中:1976)。年代は7世紀後半を中心に考えられているが、本横穴群の検討を踏まえると、7世紀前半以前に遡る可能性も考えられる。ここに、年代的にあまり変わらない時期に、仙台平野一帯に横穴葬制が採用され、爆発的に増加する現象が認められる。

一方、本横穴群周辺には、先行する6世紀代に確実に位置付けられる高塚古墳が認められない。現在までの大小の開発で壊滅している可能性も考えられるが、たとえ存在していたにせよ、小規模で横穴と比べて少數であったことは確実である。また、さらに先行する5世紀後半を前後する時期、本横穴群にほど近い断層「長町・利府線」沿いには、兜塚古畠に代表される首長墓的な中規模古墳が連なるように築造され、やや離れた大野田付近には、埴輪をもつ中小円墳群である大野田古墳群が営まれる(結城・藤沢:1987)。このように古墳時代の中で、周辺地域の社会が大きく躍れ動きながら本横穴群が営まれる時期に到ったことが想像される。

このような古墳の消長を念頭に入れると、本横穴群の被葬者に、先行する高塚古墳の被葬者と全く同質の人々を考えることはできない。横穴という葬制がいわば突然出現した点と、その数が膨大である点を踏まえると、当時横穴を営んだ人々の社会が、前代と比較して何らかの転換をみた事と、それに伴って被葬者層の底辺が拡大した事を考えねばならないからである。その内的要因の一つとして、生産力の上昇に伴う家父長制家族の台頭が考えられるが、これを考慮しても、外的要因として、より大きな外部勢力による、周辺地域社会への働きかけを考えねばならない。この外部勢力を政治的権力と見れるなら、やはりこれには畿内政権を考えるのが現状では最も妥当である。その理由として、本横穴群第10号横穴から、製作に高度の技術を要する金銅製主頭大刀と馬具が出土した点、本横穴群の出現にやや遅れる時期、わずかに離れた位置に、畿内との強い関連が考えられる郡山遺跡の官衙建物群が登場する点が挙げられる。

しかしそれならば、葬制が横穴でなく、小円墳であってもかまわなかったはずである。現に宮城県中部には、やや遅れる時期に大群集墳である色麻古墳群が営まれる(古川一明:1987など)。高塚古墳と全く異質な葬制が突如広まる理由は、前記のような想定のみでは解決できない。

また横穴というと、すぐさま律令制との関連が考えられる傾向があるが、それで一概にかたずけられるものであろうか。東北地方において、ほぼ同時期の横穴と高塚古墳が群内で共存する例や、さほど離れない場所に横穴群と高塚古墳群が別れて営まれた例も少なく見ること

ができる。一方、本横穴群周辺のように、横穴が数の上で高塚古墳を圧倒する地域や、横穴が認められない地域もある。横穴葬制導入・定着期は、横穴を嘗んだ社会の動向が地域により異なり、まさに混沌とした社会状況を呈していた、というのが実状ではなかったろうか。東北地方において、畿内政権との強い関わりあいから横穴葬制が登場したことは確実であるが、その全てを律令制と結びつけることは、出現年代や出土遺物等からみて問題があるように思われる。

7世紀初頭を前後する時期に、本横穴群の周辺地域の社会に大きな変化が現われたことは、本横穴群の出現から予想することができる。しかし、横穴という一つの葬制のみをとって社会の様相を論じるには限界がある。集落、生産を絡めた検討が必要とされよう。また、そのような検討を行なう前提として、各遺構や遺物の年代を確実に把握しておくことが重要である。以上のような検討を踏まえたのちに、横穴を含めた東北地方古墳時代社会終末期の様相が、今以上に明らかになるものと考えられるのである。

註 1 ここでいう「鉄刀」とは、茎を含めた刀身のみを指すのではなく、刀身に鐔・錐等の刀装具や、把や鞘等の木質部が全て組み合った、全体としての姿を指すこととする。

註 2 金属製刀装具を装着する以前に位置付けられる木製大刀の把回りの構造に関しては、置田雅昭氏が奈良県布留遺跡から出土した木製刀剣装具をもとに、詳細な検討を加えており（置田：1985）、木製刀の構造がかなり明らかになってきている。

註 3 新納泉氏が装飾付大刀に関して触れた環頭系（外来系）・頭椎系（在地系）の鉄刀（新納泉：1987）は、把回りの構造では当初C類とA類にあたるのだが、頭椎大刀は新式のものになると構造的にはC類に含まれてしまう。つまり、装飾付大刀だけを見てもC類にはすでに二つの系統が含まれることになる。この二つの系統は、喰み出し鐔と板鐔を指標にすることによって、とくに装飾が施されないC類の鉄刀の中でも見ることができそうである。

註 4 鉄刀の年代の多くを共伴する須恵器の型式に頼ることで、鉄刀の年代に対する不安が懸念されることがある。しかし、兵庫県谷2号墳出土「戊辰年」銘大刀（谷本・岡・藤原：1987）が、鉄刀自身の年代が判明したばかりでなく、須恵器の実年代観にも影響を与えたように、須恵器編年自体の年代的根拠の一部が、実は刀剣銘から得られていることを踏まえれば、共伴する土器に頼ることが、必ずしも鉄刀の年代に対して土器の年代が優位であることはならないものと考えられる。

註 5 以下たびたび登場する、須恵器の田辺編年各型式に対する実年代観は各者により異なるが、本横穴群に関わるものに関し、ここでは以下の年代観をとっている。TK10型式：6世紀前～中葉、TK43型式：6世紀中～後葉、TK209型式：6世紀末葉～7世紀初頭、

TK217型式：7世紀前半（初頭を除く）。TK10～TK43型式の年代は白石太一郎氏（白石：1985）の見解に、TK43～TK217型式の年代は菱田哲郎氏（菱田：1986）の見解に、それぞれほぼ従っている。なお、近年用いられるようになったMT85型式はTK43型式の前に含めて考えることにする。

註6 岩手県藤沢狄森古墳群は、第13号墳周辺出土須恵器提瓶、第14号墳主体部出土須恵器平瓶などから、遅くとも7世紀中葉に造営が開始されることが考えられている（西野・立花：1986）。同谷助平古墳群は、第1号墳封土中出土須恵器提瓶、須恵器甕から7世紀前～中葉の築造開始が考えられる（草間俊一：1961、西野修：1989）。また、「末期古墳」出土遺物を概観すると、岩手県上田蝦夷森1号墳主体部出土横矧板鉢留衝角付冑（盛岡市教委：1990）、青森県鹿島沢古墳群出土毛彫馬具（八戸市博：1989）、同丹後平15号古墳周辺出土獅噛三累環頭大刀把頭（坂川進：1988）などは、7世紀代以前に位置付けられる遺物と考えられる。同様の金属製遺物が岩手・青森両県の「末期古墳」から出土しているのが散見される（八戸市博：同前）。また土器類にしても、基本的に7世紀代に位置付けられるフラスコ形長頸壺等の須恵器が、例外的でなく東北地方北部各地の古墳から出土しているようである（八戸市博：同前、西野修：1989）。

註7 具体的には、鐸の透かしの数は八窓が六窓に先行する。無窓鐸は最初から存在し、やがて透かしのあるものはなくなり、無窓鐸に統一される。鐸や責金具の平面形は橢円形、倒卵形のものから縦長のものへと変化する。責金具は吊手孔付足金具が、双脚足金具に先行する。吊手孔足金具は孔と責金具が蠟付けで孔が佩裏側に寄るものから、両者一体に鋳造され孔が真上にくるものへ変化するなどの点があげられる。

註8 梅宮茂：1976、小林行雄：1964、斎藤忠：1973、高橋洋子：1976、などが挙げられる。